

第百十号議案

江戸川区自転車駐車場の指定管理者の指定について

右の議案を提出する。

令和二年十一月二十四日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区自転車駐車場の指定管理者の指定について  
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第六項の規定により、江戸川区自転車駐車場の指定管理者を次のように指定する。

名称	指定管理者		指定の期間
	所在地	名称	
江戸川区東大島駅駐輪場 江戸川区平井駅南口駐輪場 江戸川区平井駅北口駐輪場 江戸川区平井駅西駐輪場 江戸川区平井駅東駐輪場	足立区千住三丁目六六番地 一六	芝園開発株式会社 代表取締役 海老沼 孝二	令和三年四月一日から令和八年三月三十一日まで

（説明）

令和三年四月一日から、新たに江戸川区自転車駐車場の指定管理者を指定する必要があるため、本案を提出いたします。